

人工衛星の軌道上での第三者損害に対する政府補償の在り方
(骨子)

平成 30 年 11 月 7 日
宇宙開発戦略推進事務局

1. 背景

(1) 宇宙ビジネス活動の劇的な拡大

- 宇宙活動法制定・施行の過程 (enable 規制の効果)
- 近年、国内外で、大企業からベンチャーまで、様々な主体が宇宙ビジネスに参入。(小型ロケット、小型衛星、宇宙デブリ除去等の軌道上サービス等)
- 諸外国において宇宙産業やその利用に熱心な取組。我が国も「宇宙産業ビジョン 2030」。

(2) 今回の検討の範囲

- 宇宙活動の進展に伴い、軌道上での物体は増加。
- 軌道上での人工衛星衝突の可能性、第三者損害賠償請求リスクに対する認識。
- 軌道上政府補償制度の創設を求める声。(宇宙交通管制等その他は今回除外)

2. 軌道上政府補償の導入に当たっての視点

- 政府が介在する必要性に関して、以下の点について検討が必要。
 - ① 民間保険市場の対応の可能性
 - ② 被害者救済の観点
 - ③ 国際制度比較、産業振興の観点

3. 各視点からの検討

(1) 民間保険市場の対応の可能性

- 人工衛星の運用事業者が想定する最大損害額と、現状の保険市場の対応可能性。
- 事業者の保険料負担のビジネス上の程度。

(2) 被害者救済の観点

- ロケット落下等事故(宇宙活動法)や原発事故(原子力損害賠償法)との比較。

(3) 国際制度比較、産業振興としての必要性

- 米英仏との制度比較。
- 政府補償制度によりもたらされる経済効果・メリット。他の支援策との比較。

(4) 将来の状況変化への備え

- 宇宙を巡る情勢変化の早さ。

- 上記（１）～（３）について柔軟に状況を確認していくことの留意

4. 上記を踏まえた方向性

- 現時点での軌道上政府補償制度についての評価。
- 軌道上政府補償に限らず、制度設計により産業振興が図られることの可能性と我が国の取組姿勢。
- 宇宙産業の振興に向けた様々な支援の充実化、国際ルールの整備等の必要性。

以 上